

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に係る補足情報

市職員の給与制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項に基づき、条例等により定められており、性別に関わらず同一の制度が適用されるため、制度上、男女の差異は生じませんが、職員の男女構成や役職段階、勤続年数、勤務状況、諸手当の受給状況等において異なる状況がある場合には、実際の給与の支給に影響が生じる場合があります。

本補足情報は、こうした影響の背景として考えられる事項等について、追加的に情報提供を行うものです。

### <職員の給与の男女の差異に関する補足情報>

#### ①「任期の定めのない常勤職員」について

扶養手当や住居手当、時間外勤務手当について、男性職員の方が、女性職員に比べ、受給額が多くなっており、こうした受給状況の差等が男女の給与の差異に影響を与えています。

#### ②「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について

再任用職員や任期付職員、女性職員の人数が多い会計年度任用職員など、給与水準の幅が広い様々な任用形態を「任期の定めのない常勤職員以外の職員」として、一つの区分にまとめて集計していることにより、各任用形態の給与水準の差が男女の給与の差異に大きく影響を与えています。なお、各任用形態区分別の割合は、以下のとおりです。

職員区分 (任用形態)	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期付職員	143.9%
再任用職員	64.6%
会計年度任用職員	96.1%

また、女性職員の半数程度が、会計年度任用職員等で構成される「任期の定めのない常勤職員以外の職員」であるため、男女の給与の差異への影響が大きくなっています。

#### ③「全職員」について

全職員において、女性の会計年度任用職員の人数が多いため、平均すると女性の単価が低くなる傾向があります。また、勤続年数6～20年の間に、育児休業や育児部分休業、育児短時間勤務を取得する女性職員が多いことを理由とし、女性の給与が低い傾向にあります。